
移行期正義と国際機関の役割

望月 康恵
Mochizuki Yasue

はじめに

国家の体制移行期に、旧体制下での人権侵害行為を明らかにし、犯罪行為の責任を追及し、被害者への救済措置を講じる「移行期正義」の取り組み、手続きやメカニズムについての学術的な議論は、1980年代後半より活発になされてきた。「民主的な政府が旧体制をいかに清算するのか」⁽¹⁾という問いは、体制転換を遂げた国の政府にとって、重要な意味をもっていた。新たな政権が、軍事政権下での人権侵害行為の責任を追及できるのか、それとも民主的な政権の安定のためには人権侵害行為を処罰しないことが、社会にとって望ましいのか、人権侵害行為の被害者にはどのような措置が講じられるのか、など、さまざまな正義の在り方について論じられてきた。移行期正義の議論は、体制移行における正義の追及を模索する営みと、その取り組みが抱える矛盾や問題点を示すものであった。

国際社会において、体制移行の正義の追及が論じられる背景には、国際人権法や国際人道法の発展、紛争後の平和構築における国際機関の取り組みの拡大、国際的な刑事裁判所の設立がある。本稿では、移行期正義における国際機関の役割について、21世紀を中心に論じる⁽²⁾。

1 移行期正義への国際機関の関与

移行期正義は、軍事政権や紛争下において生じた人権侵害行為と折り合いをつけるために、真実を明らかにし、犯罪行為者を処罰または公職から追放し、被害者の救済を行ない、社会制度を改革することにより再発を防止する取り組みである。このような取り組みは、1980年代以降にみられるようになった。軍事政権から民主的な政権への移行を経験したラテンアメリカ諸国において、民主的な政権を維持するために、軍事政権下での人権侵害行為とその行為に責任をもつ政治指導者をどのように処遇するのかは、国家の安定と発展にとって重要な意味を有していた。

体制移行という、本来であれば主権国家内における事項に、国際機関がかかわるようになった理由として、次の点が挙げられる。

第1に、国際的な人権規範の進展である。第2次世界大戦後の、世界人権宣言の採択をはじめ人権諸条約の制定と諸原則の採択は、人権が普遍的なものであり、あらゆる社会において適用される規範であるという理解を広めた。また条約の策定と批准は国家による人権規範の順守を促し、人権条約機関における国家の人権状況についての審査、人権諸条約の規定に

ついでに一般見解の発表、特定の人権問題についての調査は、国際社会に共通する人権規範を涵養してきた。

第2に、体制の移行期に、旧政権の人権侵害行為について判断を行なうことは、新政権にとっては正当性の確保にもつながった。ただし国内の機関では人権侵害行為を特定できない場合には、恣意的になされる正義の追及を排除する必要があった。そこで第三者機関としての国際機関の関与により、客観的な正義の追及が目指された。また冷戦後に、大国間の対立がなくなり、国際機関を通じての取り組みがより積極的になされるようになった。1990年代の旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所 (ICTY) やルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) における個人の訴追と処罰は、国際法に基づく個人の訴追処罰を可能にし、大規模な人権侵害に対しても不処罰とせず個人を訴追し処罰することへの理解が共有されていった。加えて、チリのピノチェト元大統領に対する、拷問の容疑によるスペインへの引き渡しの要求とイギリスでの逮捕は、過去に不処罰とされた政治指導者による行為であっても、国際法に基づいて訴追される可能性を示した⁽³⁾。

第3に、国際機関はさまざまな主体が関与できる場であり、また組織としての機能を担ってきた。国家の代表により構成される国際機関において、非政府組織 (NGO) や市民社会は市民を代表する組織として、国家による人権侵害について情報を提供するとともに、市民社会のネットワークを構築して国際法諸原則の確立を唱道した。またNGOや市民社会は、国際刑事裁判所 (ICC) の設立にも実質的にかかわった⁽⁴⁾。正義の追及の実施には、多様な組織や団体との協力が不可欠であり、国際機関は、さまざまな主体がその決定や活動に関与できる、国家から独立して活動する組織として、正義の追及に役割を担ってきたのである。

2 国際機関の役割

国際連合にとって、移行期正義は、責任追及を確保し、正義が行なわれ、和解を達成するためのあらゆる種類のプロセスとメカニズムである⁽⁵⁾。国連を中心とする国際機関の取り組みとして、基準の策定、メカニズムの設置、重大犯罪行為の訴追と処罰、情報の収集と保管 (ドキュメンテーション) 等がある。

(1) 国際的な基準の策定

国際機関は国際社会の指針となる原則を作成する。正義の追及と関連する文書として「不処罰と闘う原則」「不処罰と闘う更新された原則」(不処罰と闘う原則および更新原則) と、「国際人権法の大規模な違反と国際人道法の重大な違反の被害者の救済と賠償の権利に関する基本原則とガイドライン」⁽⁶⁾ (被害者救済賠償原則) が挙げられる。

上述のとおり、1980年代には、政治指導者によって行なわれた人権侵害行為について個人の責任を追及しない代わりに、旧政権の指導者に体制移行後の政権への協力を求め、社会を安定させること、つまり平和が優先されてきた。しかしながら、人権の保護と促進の重要性が確認されるなかで、不処罰を防止する原則が策定され更新された⁽⁷⁾。

不処罰と闘う原則および更新原則においては、国家の義務が提示される。国家の義務とは、人権侵害行為を調査し行為者を訴追し処罰する適切な措置をとること、人権侵害の被害者と

犯罪行為者を特定すること、被害者に効果的な救済を提供し被害者が賠償を得ることを確保すること、さらに侵害行為の再発防止のために必要な措置をとることである。これら義務は、被害者がもつ司法への権利、知る権利、効果的救済と賠償の権利、再発防止を保証する権利に対応し、メカニズムとして、裁判、真実追究の機関、賠償、制度改革が定められている。更新原則において国家の義務として、以下の点が指摘される。人権が侵害された場合には、国家は被害者と加害者を特定し、加害者を訴追し処罰する一方、被害者に救済措置を講じることが求められる。さらに人権侵害行為の再発防止策についても求められる。つまりは不処罰に対処するためには、刑事司法機関のみならず、国家による包括的なアプローチの必要性が明示されている。ここには、人権は、国家からの不当な介入を受けずに尊重されることに加えて、積極的に保証され履行されなければならない、という考えがみられる⁽⁸⁾。

この不処罰と闘う原則および更新原則は、責任追及に向けたグローバルな傾向を示している⁽⁹⁾。更新原則の作成者によれば、同文書は、確立した国際法諸原則を反映したソフトローとして機能し、また不処罰と闘う取り組みの戦略的な枠組みとして、実行を通じて創られた基準である⁽¹⁰⁾。既存の法と実行を参考に策定された原則は、国境を越えて適用される普遍的な原則なのである。

もう一方の、被害者救済賠償原則は、重大な人権侵害行為の被害者の救済される権利を確認したものである。この文書は、国際人権法の大規模な違反に加えて、国際人道法の重大な違反行為によって損害を受けた被害者が、救済として、適切、効果的、迅速な補償を受ける国際的な権利をもつことを定めている。個人の被害への賠償については、伝統的に国家間関係の文脈で論じられているが、被害者救済賠償原則は、国際人権法と国際人道法の違反行為に対して個人が補償を受ける権利について、条約等において考慮されつつあることを反映している⁽¹¹⁾。

不処罰と闘う原則および更新原則と被害者救済賠償原則は、対をなす文書と位置づけられる。両文書は同一の問題を処遇し、共通の義務としての、侵害行為を予防する義務、犯罪行為者を捜査し訴追し処罰する義務、侵害を申し立てるすべての個人に対して司法への効果的なアクセスを提供する義務、再発防止の保証を含む、十分な賠償を提供する義務を定めることにより、相互に関連する目的に資すると考えられている。さらに両文書は、移行期正義のプロセスにとって規範的な指針となることが目指されている⁽¹²⁾。

国連におけるこれら文書の作成は、国家実行や国際社会の動向を参考にしながら国際法を確認する作業でもある。これら諸原則の確定は新たな法の創設ではないと確認されてはいるものの、後の実行において参考とされる原則として援用されてきた。

国連はさらに移行期正義への指導原則を作成し、移行期正義を自ら推進するための原則の根拠を示した⁽¹³⁾。国連は、国際的な規範と基準に従い、移行期正義のプロセスとメカニズムの実施を促進していかなければならない。国連による取り組みは、国連憲章に加えて、国際人権法、国際人道法、国際刑事法、国際難民法に基づいて行なわれる。国連が移行期正義に取り組む際には、政治的な文脈を考慮しながらも、重大な人権侵害行為の責任追及や刑事司法、和解等への支援を行なうことが確認される。さらに国連は、国内での移行期正義のプロ

セスを支援し、人々の能力強化を目的とする。移行期正義のプロセスは、紛争中に侵害された女性の権利を確保しまた被害を受けた子どもに配慮する措置が求められることや、被害者を中心とする取り組みの必要性、さらには移行期正義のさまざまなプロセスのメカニズムを統合することにより、包括的なアプローチをとることが文書により確認されている。

以上のとおり、国連においては正義の追及において指針となる国際法諸原則が確認され策定されてきた。諸原則の策定から確認されるのは次の点である。まず、移行期正義の各メカニズムが個別の機能を担う点である。真実委員会は刑事司法機関において個人の訴追が行なえないことによる代替の手段ではない。また移行期正義では加害者の責任追及に加えて、被害者に対する補償措置も講じられるが、被害者は保護され補償を受ける受動的な主体にとどまらず、刑事裁判への参加なども目指されてきた。さらに、国際社会に共通する諸原則が確認される一方で、正義の追及においては国家や地域における特別な状況を考慮し、現地の人々による現地の法や制度に基づいた取り組みがなされる重要性も確認されてきた。したがって、移行期正義においては、国際社会に共通する普遍的な原則に基づきながら、現地の状況を考慮した個別具体的な取り組みが求められるのである。

(2) メカニズムの設置と支援

① 真実委員会

体制移行期の正義の追及において国内でメカニズムが設立されるが、国連は国内の紛争解決に関与し正義の追及にかかわる。

例えば1990年代に国連はエルサルバドル内戦の終結の仲介役を担った。エルサルバドル政府と反政府勢力の間で締結された和平合意であるメキシコ協定に基づいて設立された真実委員会は、国連から支援を受け、国連の事務総長によって任命された外国人により構成され、紛争中に生じた人権侵害行為を調査し拘束力ある勧告を行なう権限が与えられた。委員会のメンバーは、類似の委員会が国連や地域機関により今後も設立される可能性を示唆している⁽¹⁴⁾。

国連はまた平和活動を通じて正義の追及にも携わる。シエラレオネにおいては、1999年のロメ和平合意に基づいて真実和解委員会が設立された。委員会の設立には、国連事務総長特別代表と人権高等弁務官が関与し、委員には外国人が任命された。委員会の資金調達は人権高等弁務官事務所（OHCHR）が行ない、委員会は国連の支援により機能した⁽¹⁵⁾。ロメ和平合意に基づいて、同国には、当時としては最大規模の平和維持活動（PKO）であった国連シエラレオネ派遣団（UNAMSIL）も展開しており、国連の取り組みはシエラレオネの平和構築であったとも言える。

東ティモールには、独立以前の同地域を支援する目的で国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）が設立された。UNTAETは正義の追及として受容真実和解委員会（CAVR）と重大犯罪パネルを設立した。CAVRは、真実の追及と共同体の和解プロセスを主な任務とし、軽微な犯罪行為者を共同体に受け容れる修復的な機能を担う一方で、重大な犯罪行為者については、裁判機関との協力の下で訴追し処罰するプロセスを構築した。

② 刑事裁判所

移行期正義のメカニズムとして刑事裁判所が着目されたのは、旧ユーゴスラビア国際刑事

裁判所（ICTY）およびルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）の設立によってである。安全保障理事会の決議に基づく国連憲章第7章の下での2つのアドホック裁判所の設立は、国際法に基づく個人の訴追を可能にし、重大犯罪の不処罰を見逃さないことを国際社会に示す機会になった。たしかにアドホック裁判所の設立には、旧ユーゴスラビアおよびルワンダの特別な状況において、平和の回復と維持に貢献することが意図され⁽¹⁶⁾、例外的な対応とも言える。とはいえ、アドホック裁判所は、国際社会における重大犯罪行為者の処罰への道を開いた。

アドホック裁判所の機能の特徴として次の点を確認できる。まず、同裁判所は国際社会による司法機関として独立性と中立性を確保するものとなった。アドホック裁判所は、旧ユーゴスラビアやルワンダのように、国家が分裂または国内の状況が不安定ななかで、国際人道法に基づき個人を訴追する、独自の裁判所として機能した。両裁判所は、多国籍の判事と検察官により構成され、紛争地の外に設立され、現地の状況から影響を受けることなく、証人や被疑者の安全も確保された。その一方で、アドホック裁判所が、現地の状況や法制度と関係をもたないこと、犯罪行為の被害者にとって外部の裁判機関での審理は、正義の追及とみなされないことなどの問題もあった。アドホック裁判所の公判は長期に及び⁽¹⁷⁾、運営には高額のコストがかかった。

混合（ハイブリッド）裁判所の設立は、このようなアドホック裁判所において明らかにされた問題を解決するものでもあった⁽¹⁸⁾。（独立前の）東ティモール重大犯罪パネル、シエラレオネ特別裁判所、カンボジア特別裁判部などがハイブリッド裁判所として位置づけられ、国際機関と国家の協定に基づき、または国連による支援として設立された。

ハイブリッド裁判所は紛争後の社会における司法機関制度の（再）構築の一環でもあり、以下の特徴がある。第1に、現地に設立されるハイブリッド裁判所は、犯罪行為地で審理がなされ、公判について現地社会に伝わることを目指された。また裁判所の活動について現地住民への理解を深めるためにアウトリーチ活動も実施された。加えて、裁判官も外国人と自国民により構成された。国連により任命される外国からの専門家が裁判に関与することにより、国際的な基準に基づく裁判の実施が確保され、共同で裁判に携わる現地の裁判官にも教育効果が期待された。その一方で、外国人の判事が現地の文脈に十分な理解がないことや、現地の判事が多数を占める裁判においては、司法の独立が確保されない等の問題もみられた⁽¹⁹⁾。

ハイブリッド裁判所はまた国際法と国内法を援用した⁽²⁰⁾。シエラレオネ特別裁判所では裁判所規程とシエラレオネ国内法が競合管轄権を有し、特別裁判所はシエラレオネの他の裁判所より優位することが規定された。東ティモールの重大犯罪パネルは、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪などの重大犯罪に排他的管轄権を有し、現地の裁判所に優位した。他方でカンボジア特別裁判部は、国際法とカンボジア国内法との関係についても、また国内の裁判所との管轄権の競合についても規定せず、両者の関係性が不明確な状況で裁判が行なわれている。

ハイブリッド裁判所が、国際法と国内法双方を援用し、また重大犯罪に対して管轄権を優先して行使することにより、重大犯罪に対する不処罰の阻止が目指されている。ただし紛争後に新たな法制度が導入される場合には、従前の法規範や裁判制度との関係や、適用法につ

いて混乱が生じる場合もある⁽²¹⁾。

(3) 犯罪行為者の訴追と処罰

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪を行なった者を訴追する国際刑事裁判所 (ICC) は、10の事態について予備的検討を、11の事態について捜査を実施し、28の事件を扱っている (2018年12月現在)⁽²²⁾。正義の追及について国際法諸原則が確認されるなか、ICCは国家の刑事裁判管轄権を補完する常設の司法機関として、国際法に基づいて個人の訴追にあたる。

ICCは不処罰の阻止、真実の追究、被害者救済の機能を担い、それにより正義の追及の重要性を確認してきた。しかし初期には、ICCは政府から付託された事態を主に扱い、そのような政府による付託は、敵対する紛争当事者を訴追する手段としてもみなされた。またスーダンやリビアなど国家元首による犯罪については、安保理の決定により付託された⁽²³⁾。ICCが扱った最初の9つの事態はアフリカ諸国を対象としていたことから、アフリカ諸国とアフリカ連合 (AU) からの反発を招いた⁽²⁴⁾。

ICCはさらに管轄権下の犯罪の被害者について、賠償原則を確立し、被害者信託基金を設立した。この信託基金を通じて、個人および集団としての被害者に対して賠償および支援が行なわれる。信託基金は犯罪行為者を訴追する刑事司法制度を補う、被害者を対象とした制度である⁽²⁵⁾。

ICCという常設の刑事裁判所の設立とその活動は、正義の追及が体制の移行期のみならず、あらゆる状況下で行なわれることを含意する。ICCによる重大犯罪の訴追は不処罰を見逃さないことを社会に浸透させるが、その一方で訴追が選別されたり、そのように捉えられたりすることは、国際機関における正義の追及の恣意性や政治性を示すことになるだろう。

(4) 情報の収集、記録文書作成と保管 (ドキュメンテーション)

人権侵害についての情報を収集し記録として保管するドキュメンテーションが、正義の追及における重要な手段として注目されている⁽²⁶⁾。従来は、人権侵害行為を明らかにし記録することは、真実委員会の役割のひとつとして位置づけられてきた。実際には、ドキュメンテーションそのものが移行期正義の機能を担う。人権侵害行為の情報の収集と保管された文書に基づいて、将来的に人権侵害行為に責任を追及できるのみならず、客観的な歴史的事実を記録することにもなり、事実の歪曲を防ぐ。またドキュメンテーションが紛争中に行なわれることは、あらゆる状況下における正義の追及の重要性をも明らかにする。

ドキュメンテーションがいつそう重要になるのは、紛争が長期化し、紛争が終結する兆しがみられない状況においてである。シリアにおいて紛争中に情報を収集することは、政治体制の移行を待たずに実施される正義の追及の一形態であり、また紛争に関する証拠や歴史を破壊する行為への抵抗でもある。ドキュメンテーションは、将来行なわれうる正義の追及の基礎となることから、紛争後の正義の追及に備える手段でもある。また紛争後の情報の取捨選択はそれ自体が政治的含意をもちうる。加えてドキュメンテーションには、現地で情報を収集し記録する専門家や市民社会の積極的な役割が不可欠であり、被害者がより積極的に関与した、現地において正当性が確認される取り組みでもある⁽²⁷⁾。

ドキュメンテーションには、国際機関が設立する調査委員会 (COI: Commission of Inquiry)

の役割も重要である。COIによる現地調査と報告は、人権侵害行為やその行為の背景にある社会状況についての公的な証拠として位置づけられる。COIは、人権侵害状況について調査し、責任追及を確保するために人権侵害行為者を特定する権限を与えられる。

例えばシリアに関する独立国際調査委員会（Independent International Commission of Inquiry on the Syrian Arab Republic）は、国連人権理事会により設立され⁽²⁸⁾、2011年3月以降にシリアで行なわれた国際人権法違反について調査を行ない、違反行為の責任者を特定した。同委員会はまたシリアの状況がICCで扱われることを勧告した。さらに、国連総会は、シリアにおいて重大犯罪に責任を有する者の捜査と訴追を支援する独立メカニズム（IIIM: International, Impartial and Independent Mechanism to Assist in the Investigation and Prosecution of Persons Responsible for the Most Serious Crimes under International Law Committed in the Syrian Arab Republic since March 2011）を設立した⁽²⁹⁾。IIIMは、上述の、シリアに関する独立国際調査委員会と密接に協力し、国際人権法や国際人道法違反について証拠を収集し、整理、保管、分析し、国家や地域、国際的な裁判所において、公正かつ独立した刑事手続きに基づき裁判が行なわれることを促す目的で文書を用意する⁽³⁰⁾。IIIMは紛争被害者を直接に救済する措置はとらないが、刑事司法の方法を用いて刑事訴追を支援することから「準検察的機能」⁽³¹⁾を担う。このプロセスにおいて、シリア国内の市民社会との関係を構築し、現地の人々の能力が向上すれば、IIIMは長期的かつ肯定的な効果をもたらす⁽³²⁾。

ミャンマーに関しては、人権侵害行為を確認するために独立国際事実調査ミッション（Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar）が、国連人権理事会により設立された⁽³³⁾。同ミッションが提出した報告書は事実調査の結果に加えて、軍指導者によるジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪について捜査し訴追することを繰り返し求め、また安保理がミャンマーの事態をICCに付託するかあるいはアドホックの国際刑事裁判所の設立を求めている。同ミッションによる報告書はさらに、渡航禁止や資産凍結など責任を有する個人に対する制裁と、ミャンマーへの武器禁輸を求めた。同ミッションはまた犯罪行為の責任者のリストを作成しており、このリストは国連人権高等弁務官により責任追及を行なう機関と共有される。

3 移行期正義に国際機関がかかわる意義と課題

移行期正義は、上述のとおり、犯罪行為者の処罰、被害者への救済措置、和解、再発防止を目指す包括的な取り組みである。正義を追及する措置は、画一されたものではなく、それぞれの状況や文脈を考慮しなければならないことが確認されてきた。

正義の追及は、国際社会の諸原則に基づいて実施されることが望まれるが、特定の社会において、具体的にどのような措置を講じるのか、また果たしてそれが誰にとって望ましい取り組みとなるのか問われてきた。人権侵害行為への型通りの対応を義務づけ、またそれにより同様の残虐な行為に対応する際に地域の多様性の範囲に配慮を欠くことは国際法にとって有用なのか、あるいは各社会特有の地域性を優先することが最善の対応となるのか、ということである⁽³⁴⁾。さらに国際機関が正義追及のプロセスにかかわる状況において、課題も明らかになる。

(1) 正義の追及における対立と協力

国際機関が正義の追及に関与を深めたことにより、国際法諸原則に基づいた正義の追及が実施され、包括的な取り組みがなされるようになった。他方で、平和と正義のジレンマは問われ続けてきた。たしかに平和と正義は相互に強化される責務であり、両者が対立しあうという考えは受け入れられない⁽³⁵⁾。また刑事裁判所における国家元首や政治指導者の訴追により、重大犯罪について不処罰は認められないことが確認されてきた。しかし、責任追及が政治的に利用されているとみなされる状況は、正義を追及する制度の独立性や自立性に疑いを抱かせる。例えば次のような例を挙げることができる。スーダンやリビアについては安保理はICCに事態を付託した一方、シリアに関しては、ICCに付託する決議案採択を求める声明が国連加盟国から出されながらも、ロシアと中国の拒否権行使により決議案が採択されず⁽³⁶⁾、ICCに付託することはできなかった。

またICCに事態が付託されたスーダンについても、同国がICCの設立文書であるローマ規程の非締約国であることに加えて、アフリカ諸国からの協力が得られず、バシール大統領をはじめ被疑者の身柄が拘束されない状況である。AUからは、スーダンの平和と安定を損なうことを理由に、ICCに対してバシールの訴訟事件を停止する要請がなされ⁽³⁷⁾、AU加盟国に対してはICCからの脱退も呼び掛けられるなど、正義の追及は国際社会における国家間、国際機関の間の対立をももたらした。

その一方で、ICCの設立後、各国国内の司法制度や司法のメカニズムが発展してきたことには、一定の評価がなされるだろう。ウガンダでは、政府と「神の抵抗軍 (LRA)」との間で、和解と責任追及議定書が締結され、調査委員会と賠償措置が定められ、高等裁判所に重大犯罪行為を訴追する機関が設立された⁽³⁸⁾。同国ではさらにICC法が制定され、ローマ規程上の犯罪についてウガンダの高等裁判所が管轄権を行使する。高等裁判所内の国際刑事部門にICCが支援を行ない、この重大犯罪の分野において国際機関の支援によって、国内の司法制度の発展を促すプロセスが整備されたのである。たしかに国内の刑事裁判所の設立については、スーダンのようにICCでの訴追を免れる目的であるとの批判もされるが⁽³⁹⁾、刑事司法制度を確立することは、国内での法の支配を実現する重要な取り組みのひとつである。国内での司法機関に対して国際機関が支援することにより、国際的な基準に基づく刑事司法プロセスが、国内で定着することが期待される。

(2) 他領域との関連

正義の追及が常態となり、新体制確立後にも犯罪行為者の訴追や真実の追及が行なわれることは、紛争後の社会の復興や構築における正義の追及の重要性を示してきた。すなわち正義の追及として、自由権の侵害への対処に加えて、人権侵害を引き起こす紛争の根本原因である貧困など社会の構造的な問題に着目し、人々の経済的・社会的権利を確保するために長期的に取り組む必要性も確認される。

正義の追及は、紛争後の社会をいかに構築するのかという平和構築や開発の文脈でも論じられる。正義の追及はそれ自体が目的ではあるが、紛争によって被害を受けた社会の再構築や、社会の不平等の是正など広義の意味での開発と結びつく⁽⁴⁰⁾。さらに紛争を阻止し、人権

侵害行為の再発を防ぐためには、紛争の原因である貧困の撲滅や、経済発展が必要であり、平和を持続させるためには正義の追及が必要であると論じられてきた。

この文脈において、正義の追及と持続可能な開発目標（SDGs）との関連性が指摘される。SDGsには暴力の削減や法の支配の促進、汚職や贈賄の削減など（目標16）、移行期正義に関連するターゲットが含まれ、また健康的な生活（目標3）、教育（目標4）、ジェンダー平等（目標5）、不平等の是正（目標10）においても移行期正義が役立つと論じられる⁽⁴¹⁾。つまりは正義の追及を通じて、社会に対する人々の信頼性が構築され、人権侵害行為の再発防止が目指されるのである。

正義の追及がより長期的かつ広範囲な枠組みで論じられることは、正義の追及について、被害を受けた特定の社会の文脈において包括的に措置を考えることが求められている。上述のとおり、移行期正義に画一の方法はない、と論じられているが、正義の追及は、紛争後の社会における制度の構築に加えて、現地の人々に理解され受け入れられる措置をとり、あるいは現地の人々が主体的に正義の追及に携わるという視点に基づいた取り組みが求められるのである。

他方で、正義の追及を組み入れて平和構築や開発に取り組んでいくことは、国際機関にとって課題でもある。例えばミャンマーでは政府当局によりロヒンギャをはじめ少数者に対する人権侵害が行なわれており、人権を重視した措置の必要性が国連で確認されていた。しかしながら、国連が開発や人道的な考慮を優先してきたことにより、同国の人権問題がおろそかにされ、十分に対処されてこなかったことについて非難された⁽⁴²⁾。国連が、正義の追及と、平和構築や開発について、それぞれの目的を損なわずに実現していくことができるのか、問われるであろう。

おわりに

本稿では、正義の追及において国際機関が多様な役割を担ってきたことを検証した。正義の追及は、現在では、紛争後や体制移行のみならず、紛争中や体制の移行が終了した後も行なわれる、包括的な取り組みとして位置づけられる。

正義の追及に関する諸原則は、犯罪行為者の重大犯罪を見過ごさず、被害者に対する救済の重要性を確認してきた。このことは、被害者の特定と賠償や支援の規模や範囲など、国際社会が今後担うことが期待される役割の拡大を示す。特に紛争により被害を受けた者が多数に及ぶ場合に、現地における正義の追及が求められながら、国際機関がどのように関与するのか、そのような措置に対して十分な資源が確保できるのか。移行期正義の取り組みの包括性と国際的な制度の確立は、国際社会としての正義の追及への実施の在り方を問うことになる。

また移行期正義の手続きやメカニズムの発展は、誰の正義が追及されるべきであり、どのような措置が望ましいのかについて、国際社会と現地社会、被害者と加害者の間で生じうる、または正義の追及に内在する諸問題を改めて示した。移行期正義は、大規模な人権侵害を引き起こす状況の原因を明らかにし、社会の構造に着目することにより平和構築や開発の領域

との結びつきのなかでますます論じられ、他の領域との関連において実施されていく。正義の追及が常態化するなかで、人々が求める正義の在り方と、国際社会によって主導される正義の追及について、どのように折り合いをつけるのか、今後も問われていくであろう。

- (1) Neil J. Kritz, *Transitional Justice: How Emerging Democracies Reckon with Former Regimes*, Vol. I: General Considerations, United States Institute of Peace Press, 1995.
- (2) 移行期正義については多数の論文がある、邦文としては例えば以下を参照。杉山知子『移行期の正義とラテンアメリカの教訓』、北樹出版、2011年、望月康恵『移行期正義——国際社会における正義の追及』、法律文化社、2012年、日本平和学会編『体制移行期の人権回復と正義（平和研究第38号）』、早稲田大学出版部、2012年、クロス京子『移行期正義と和解——規範の多系的伝播・受容過程』、有信堂、2016年など。
- (3) Naomi Roht-Arriaza, *The Pinochet Effect: Transnational Justice in the Age of Human Rights*, University of Pennsylvania Press, 2006.
- (4) Benjamin N. Schiff, *Building the International Criminal Court*, Cambridge University Press, 2008, Chapter 5, “NGOs-Advocates, Assets, Critics, and Goads.”
- (5) “The rule of law and transitional justice in conflict and post-conflict societies: Report of the Secretary-General,” S/2004/616, 23 August 2004, para. 8.
- (6) “Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law,” A/RES/60/147, 21 March 2006.
- (7) E/CN.4/Sub.2/1997/20/Rev.1, 2 October 1997; “Report of the independent expert to update the Set of principles to combat impunity, Diane Orentlicher, Addendum, Updated Set of principles for the protection and promotion of human rights through action to combat impunity,” E/CN.4/2005/102/Add.1, 8 February 2005; “Report of the independent expert to update the Set of Principles to combat impunity, Diane Orentlicher,” E/CN.4/2005/102, 18 February 2005. 不処罰と闘う原則の起草については、Frank Haldemann and Thomas Unger, “Introduction,” Frank Haldemann and Thomas Unger eds., *The United Nations Principles to Combat Impunity: A Commentary*, Oxford University Press, 2018, pp. 6–11.
- (8) Haldemann and Unger, “Introduction,” Haldemann and Unger eds., *ibid.*, pp. 15–17.
- (9) *Ibid.*, p. 5.
- (10) Diane Orentlicher, “Prologue,” Haldemann and Unger eds., *ibid.*, pp. 1–2.
- (11) 古谷修一「国際人道法違反と被害者に対する補償——国際的制度の展開」『ジュリスト』1299号（2005年）、64–65ページ。
- (12) Theo van Boven, “Preamble,” Haldemann and Unger eds., *op. cit.*, p. 32.
- (13) United Nations, “Guidance Note of the Secretary-General: United Nations Approach to Transitional Justice,” March 2010.
- (14) Thomas Buergenthal, “The United Nations Truth Commission for El Salvador,” *Vanderbilt Journal of Transnational Law*, Vol. 27, No. 3, October 1994, pp. 502–503.
- (15) William A. Shabas, “The Sierra Leone Truth and Reconciliation Commission,” Naomi Roht-Arriaza and Javier Mariezcurrena, *Transitional Justice in the Twenty-First Century: Beyond Truth versus Justice*, Cambridge University Press, 2006, p. 23.
- (16) S/RES/827, 25 May 1993, preamble; S/RES/955, 8 November 1994, Preamble.
- (17) アドホック裁判所は2010年にすべての任務を終了することが、2003年に安保理から要請されていたが（S/RES/1503）、ICTYは2017年末に、ICTRは2015年末に任務を終了した。アドホック裁判所の

残された任務を引き継いで刑事裁判所国際残存メカニズムが2010年に設立された。

- (18) 東ティモール、シエラレオネやカンボジアに関しては、アドホック裁判所に準ずる国連憲章第7章に基づく刑事裁判所の設立が求められていたものの、ハイブリッド裁判所が設立された。
- (19) カンボジア特別裁判部では検察官、捜査判事、判事いずれの組織も国連から派遣された専門家とカンボジア人により構成されたが、カンボジア人が多数を占める。裁判部の決定には特別多数決制がとられ、外国人のみ、あるいはカンボジア人のみでは決定が行なわれない。これにより外国人、カンボジア人双方からの賛成が必要になるが、カンボジア人が多数を占める構成であることから、カンボジア人の賛成が得られなければ決定には至らない。つまりは人の構成と特別多数決制により、国際社会と国内社会のハイブリッドが進むよりも分断がもたらされた。John D. Ciorciari and Anne Heindel, "Chapter 2: Pairing the Court's National and International Features," in Ciorciari and Heindel, *Hybrid Justice: The Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia*, University of Michigan Press, 2014, pp. 41–69.
- (20) Statute of the Special Court for Sierra Leone, Articles 1 to 5, UNTAET/REG/2000/15, 8 June 2000, Section 3.
- (21) Caitlin Reiger and Marieke Wierda, *The Serious Crimes Process in Timor-Leste: In Retrospect*, International Center for Transitional Justice, March 2006, pp. 23–24.
- (22) <<https://www.icc-cpi.int/>> (閲覧日2018年12月22日)。
- (23) スーダンについての付託S/RES/1593, 31 March 2005、リビアについての付託S/RES/1970, 26 February 2011.
- (24) 一連の考察は、篠田英朗「アフリカ諸国による国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) 脱退の動きの国際秩序論の視点からの検討」『国際関係論叢』第6巻第2号 (2017年)、25–45ページ。
- (25) 望月康恵「国際刑事裁判所 (ICC) における被害者信託基金——平和構築の予備的考察」、西海真樹、都留康子編著『変容する地球社会と平和への課題』、中央大学出版部、2016年、101–125ページ。
- (26) Elisabeth Baumgartner, Brandon Hamber, Briony Jones, Gráinne Kelly, and Ingrid Oliveira, "Documentation, Human Rights and Transitional Justice," *Journal of Human Rights Practice*, Vol. 8 (2016), pp. 1–5.
- (27) Noha Aboueldahab, "Writing Atrocities: Syrian Civil Society and Transitional Justice," *Brookings Doha Center Analysis Paper*, No. 21, May 2018.
- (28) "The human rights situation in the Syrian Arab Republic," A/HRC/S-17/1, 23 August 2011.
- (29) "International, Impartial and Independent Mechanism to Assist in the Investigation and Prosecution of Persons Responsible for the Most Serious Crimes under International Law Committed in the Syrian Arab Republic since March 2011," A/RES/71/248, 11 January 2017.
- (30) *Ibid.*, para. 4.
- (31) "Implementation of the resolution establishing the International, Impartial and Independent Mechanism to Assist in the Investigation and Prosecution of Persons Responsible for the Most Serious Crimes under International Law Committed in the Syrian Arab Republic since March 2011," A/71/755, 19 January 2017, para. 32.
- (32) Nousha Kabawat and Fernando Travesi, "Justice for Syrian Victims Beyond Trials: The Need for New, Innovative Uses for Documentation of Human Rights Violations in Syria," ICTJ Briefing, February 2018, pp. 4–5.
- (33) "Situation of human rights in Myanmar," A/HRC/RES/34/22, 3 April 2017.
- (34) Diane F. Orentlicher, "'Settling Accounts' Revisited: Reconciling Global Norms with Local Agency," *International Journal of Transitional Justice*, Vol. 1 (2007), p. 11.
- (35) United Nations, "Guidance Note of the Secretary-General: United Nations Approach to Transitional Justice," March 2010, p. 4.
- (36) S/PV.7180, 22 May 2014.
- (37) Charles Chernor Jalloh, "The African Union, the Security Council, and the International Criminal Court,"

Charles Chernor Jalloh and Ilias Bantekas eds., *The International Criminal Court and Africa*, Oxford University Press, 2017, pp. 181–213.

- (38) Annexure to the Agreement on Accountability and Reconciliation, 19 February 2008.
- (39) スーダンの事態について安保理からICCに付託された後に、スーダンでは特別裁判所が設立された。ただし重大な人権侵害についての手続きは開始されなかった。“Fifteenth Report of the Prosecutor of the International Criminal Court to the UN Security Council Pursuant to UNSCR 1593 (2005),” 5 June 2012.
- (40) Rama Mani, “Dilemmas of Expanding Transitional Justice, or Forging the Nexus between Transitional Justice and Development,” *International Journal of Transitional Justice*, Vol. 2 (2008), pp. 253–265.
- (41) David Tolbert and Roger Duthie, “Transitional Justice in Countries Emerging From Conflict: A Step Toward Sustainable Peace and Development,” May 31, 2018 (<<https://www.ictj.org/news/transitional-justice-countries-emerging-conflict-step-toward-sustainable-peace-and-development>>, 閲覧日 2018年12月26日)。
- (42) “Report of the independent international fact-finding mission on Myanmar,” A/HRC/39/64, 12 September 2018, para. 94.

もちづき・やすえ 関西学院大学教授
ymochizuki@kwansei.ac.jp